

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： ケアプランセンターりんく

居宅介護支援事業所重要事項説明書

〔 年 月 日 現在〕

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援事業所重要事項説明書」の内容について十分に確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者様の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会いのうえでご契約をお願いいたします。

1. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターりんく
所在地	山形県東根市大字島大堀 2 7 0 番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (0 6 7 1 7 0 0 6 7 2)
法人名	株式会社 link
連絡先・相談窓口	TEL 0237-22-9283 携帯 080-4956-3794 FAX 0237-22-9287 ※電話等により営業時間外であっても連絡可能な体制とする。
管理者氏名	齋藤 知加
事業所営業日・営業時間	月～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで ※ (土・日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)
サービスを提供する実施地域※	東 根 市 村 山 市 河 北 町 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
事業の目的・運営方針	介護保険による居宅介護支援事業
当事業所の職員体制	管理者兼居宅介護支援専門員 1 名

2. 当法人の概要

名称	株式会社 link
資本金	100 万円 (資本準備金含まず)
社員数	1 名 (正社員のみ)
設 立	2021 年 11 月
所在地・電話	山形県東根市大字島大堀 2 7 0 番地 TEL 0237-22-9283 FAX 0237-22-9287
代表者氏名	齋藤 知加
事業内容	居宅介護支援事業

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙 2 「サービス提供の標準的な流れ」 参照

4. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともにサービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介を行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容は、以下の通りです。

（１）居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも１か月に１回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

（２）テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
☐	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
☐	実施に当たっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
☐	２か月に１回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
☐	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
☐	訪問者を自宅に向かい入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
☐	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
☐	利用者の健康状態や住環境等については、面接越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

居宅介護支援の業務範囲外の内容	●救急車への同乗 ●入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ●家事の代行業務 ●直接の身体介護 ●金銭管理
-----------------	---

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）	10,860 円	14,110 円
基本単位数	1,086 単位	1,411 単位

加算

加算名称			単位数	算定回数・要件等
初回加算			300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）			250 単位	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1月に1回加算※入院日以前の情報提供を含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む
入院時情報連携加算（Ⅱ）			200 単位	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1月に1回加算※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む
退院・退所加算	カンファレンス参加無	連携1回	450 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、入院又は入所期間中につき1回を限度として加算
		連携2回	600 単位	
	カンファレンス参加有	連携1回	600 単位	
		連携2回	750 単位	
		連携3回	900 単位	

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合、利用者 1 人につき 1 月に 2 回を限度として加算
通院時情報連携加算	50 単位	利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合、利用者一人につき 1 月に 1 回を限度として加算
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合に加算。 また、ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行っていること。

(2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. 秘密保持

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

7. 緊急時の対応

- (1) 事業所はご利用者様に対するサービス提供により事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

- (2) 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

8. 入院時の情報提供

医療機関との連携を円滑に行うために、入院時には担当ケアマネジャーの氏名・事業所名・連絡先等を入院先医療機関にお知らせいただきます様、お願い致します。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

ケアプランセンターりんく 電話 0237-22-9283 対応時間 月曜～金曜日の 8:30～17:30	管理者 齋藤 知加
--	-----------

- (2) その他の窓口

当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

東根市役所 福祉課介護保険係 電話 0237-42-1111 (代表)

村山市役所 福祉課生活福祉係 電話 0237-55-2111 (内線 146・147)

河北町役場 健康福祉課高齢者福祉係 電話 0237-73-2111 (代表)

山形県国民健康保険団体連合会 介護保険審査会 電話 023-630-3124

山形県福祉サービス運営適正化委員会 電話 023-626-1755

- (3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

10. 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者を求める事が出来る。
前6か月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6か月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

11. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関わる下記の措置を講じます

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の設置

虐待防止に関する担当者	齋藤 知加
-------------	-------

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	齋藤 知加
--------------	-------

14. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

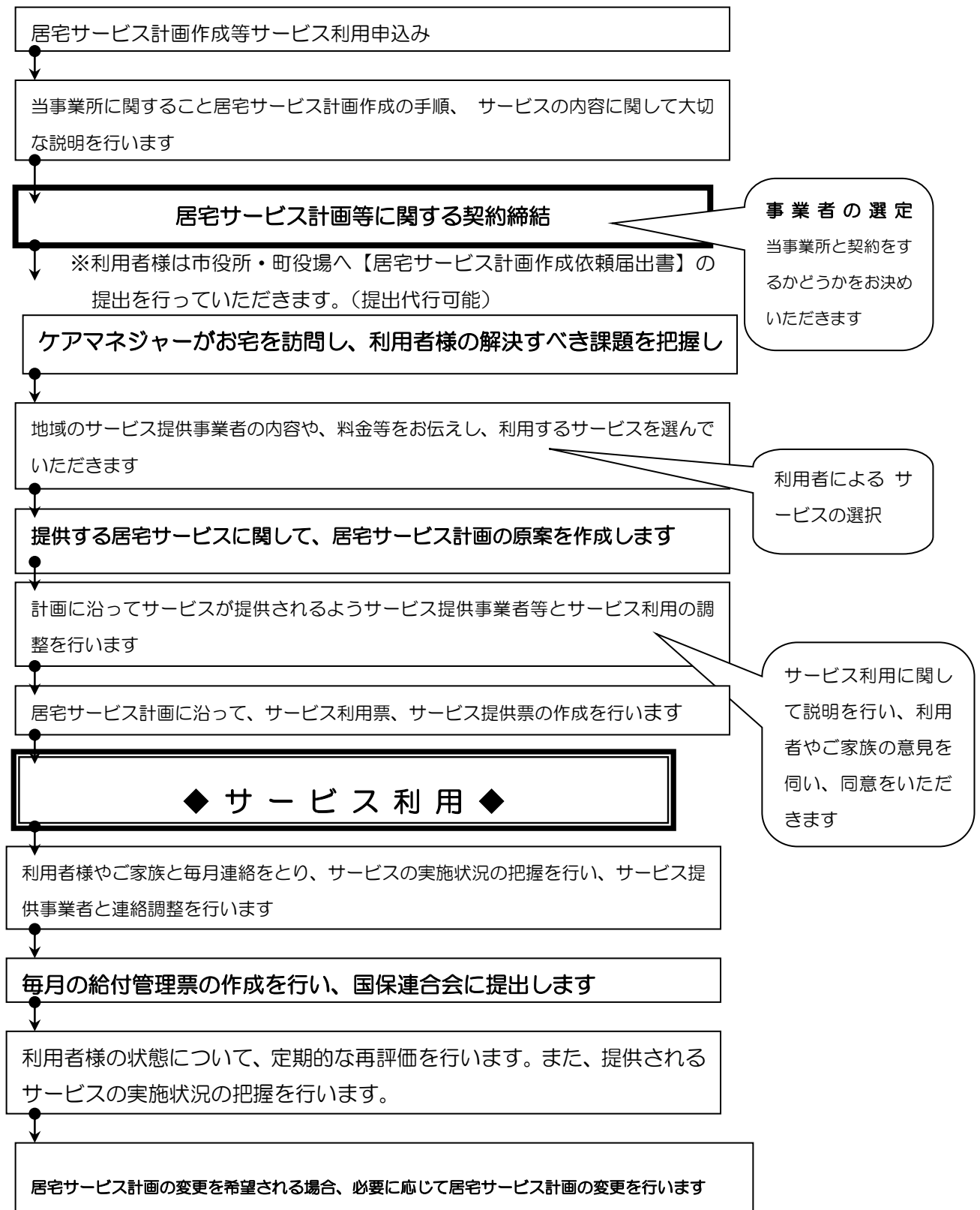
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】

住所 山形県東根市大字島大堀270番地

法人名 株式会社 link ⑩

【 事 業 所 】 ケアプランセンターりんく

【 説 明 者 】 氏名 齋藤 知加 ⑩

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名 ⑩

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名 (続柄) ⑩

【 代 理 人 】

住 所

氏 名 (続柄) ⑩